

保護者 様

大阪市立姫里小学校  
校長 三 上 孝

## 台風・地震等の非常災害時の措置について

台風・地震等の非常災害時および「特別警報」発令時の対応措置についてお知らせします。下記の点にご留意いただき、児童の安全に万全を期していただきますよう、お願いいたします。

また、この機会にご家庭でも、どのように対応するのか、そしてご家族の間でどのように連絡を取り合うのかなど話し合ってください。よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 学校が「臨時休業となる場合」について

(1) **午前7時現在、大阪市に「暴風警報」や「特別警報」が発令されている場合**

(※ 他の警報の場合【例 大雨洪水警報や大雨警報など】には、臨時休業とはなりません。テレビ等、気象情報等の報道にご注意ください。

午前7時を過ぎて「暴風警報」や「特別警報」が解除になってもその日は休みです。)

(2) 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

(3) 西淀川区のいずれかの地域において河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）が発令があった場合。

#### 2. 下校時刻を早めての「緊急下校」となる場合等について

・ 状況の変化等によって、**授業をやむなく途中で打ち切り、緊急下校する場合等が考えられます。**子どもの安全を第一優先いたしますので、保護者に連絡をとり、原則は保護者にお迎えをお願いいたします。

・ **緊急下校の場合は、メール・学校ホームページでお知らせします。**

・ 日頃からお子様に緊急時の連絡先や約束など知らせておいてください。

また、いつでも学校から連絡がとれるよう、ご自宅の電話や携帯電話等の番号が変更になったときは、担任までお知らせください。

・ 「暴風警報」や「特別警報」が発令された場合、いきいき活動も中止になります。その際も、児童の下校については、学校と同様の措置となります。

**※ 特別警報の発令時には、ただちに災害から命を守る行動をとりましょう。**

(特に、浸水時の避難行動は非常に危険であり、冷静な判断のもと周囲の状況に応じた対応をしましょう。)